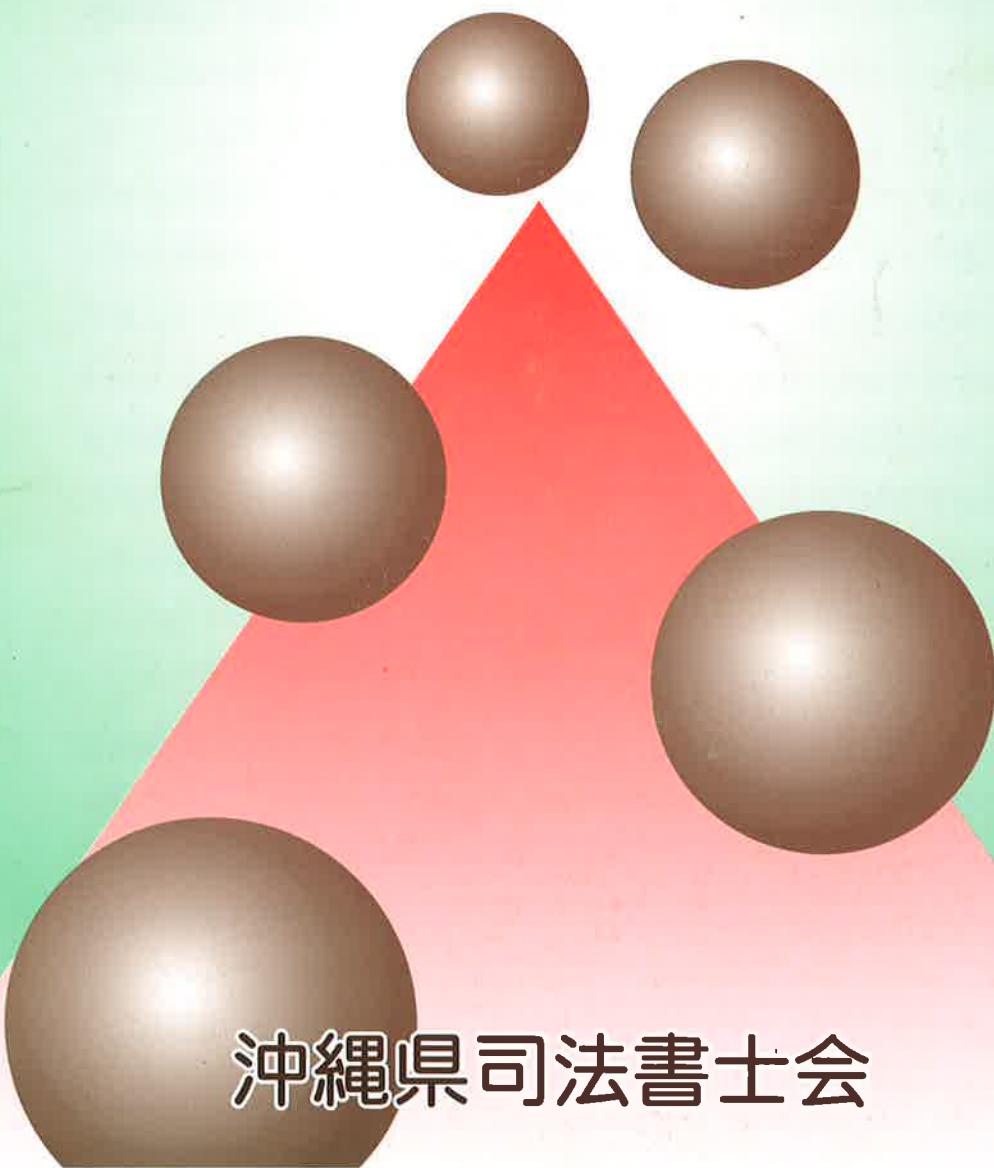


—緊急報告—

非常事態宣言!!

# 沖縄の自己破産



沖縄県司法書士会

## もくじ

1. 発刊にあたり	1
2. 緊急調査報告（コメント）	8
3. 調査結果表	16
4. 参考資料	
①大手消費者金融の営業拡大	25
②県下の貸金業者	28
③金利に関する規制	28
④貸金業規制法抜粋	29
⑤新聞報道	30

## 発刊にあたり

平成9年10月

沖縄県司法書士会

### 破産1000件時代へ

沖縄県司法書士会は、去った10月7日に緊急記者会見を行い、沖縄における自己破産件数がひきつづき急増していることを報告し、「もはや非常事態である」と強調しました。そして、当会会員の取り扱った本年の破産申立者に対する緊急調査結果を報告しました。

当会の調査では、少なくとも平成5年までは全国でも「破産が少ない県」と言われた沖縄県で、平成6年以降は全国の伸び率を大きく上回って自己破産者が急増しているのです。平成8年には、平成元年比較で実に20倍もの703人の県民が経済的に破綻して破産手続に最後の救済を求める事態になっています。しかも、本年になると、その増加傾向にいっそうの拍車がかかっているのです。すなわち、本年9月末日までの那覇地方裁判所本庁での新規破産申立件数が416件であり、これは去年同月比で154%もの増加となっています。このまま推移するならば、本年の自己破産申立件数が1000件を超える可能性がきわめて大きくなっています。

この「年間の自己破産1000件」を多いとみるか、少ないとみるかは議論の別れるところでもあります。しかし、「1000件」という数値は、「1000人」ということであり、一人の破産者のまわりに家族があり、多数の親戚縁者がいることを考えあわせる必要があります。年間に1000家族（おおよそ4000人の家計）が経済的に破綻してい

る現状を直視する必要がありましょう。そして、その増加傾向に歯止めがかかるだけではなく、ますます急増する可能性が高いことを深刻に受けとめる必要があります。当会が、「非常事態である」との宣言をださざるを得ないことにご理解をいただけるものと思います。

## 会の緊急調査

本年になって、会員からの「破産者が急増」との訴えを受け、平成6年から年間単位に実施してきた「破産申立者実態調査」を緊急に行うことになりました。そして、去った9月、本年1月1日から8月31日までの、当会会員の取り扱った自己破産申立書にもとづく実態調査を緊急に実施しました。緊急調査ですので、全会員ではなく比較的に取扱いの多いと思われる会員50名を抽出し、アンケート方式で回答を求めました。その結果、全県各地の30名ほどの会員から、合計224名の新規破産申立者に関する回答が寄せられました。この数値は、那覇地裁本庁と地裁沖縄支部の8月末現在の推定新規破産申立件数計545件の実に41%にもあたります。それだけに、県下の破産申立者の実態をかなり正しく反映する調査内容になっていると確信しています。また、回答を寄せた会員は那覇市とともに、中北部、宮古、八重山にも及んでいますので、全県下の傾向を反映する内容ともなっています。

## 注目すべき新たな特徴

なにしろ、9月に調査を実施し、同月末に回答を集約したものでありますので、詳細な分析は後日に譲らざるを得ません。

しかしながら、不十分な調査ながら、注目すべき新たな特徴も出てきています。そして、この「新たな特徴」が、今後いっそう県下の破産申立件

数（破産に至る県民数）が急増する可能性を示唆していることが重大であり、当会が注視し、危惧を深めているところでもあります。すなわち、

1、若年者の破産申立件数が確実に増加していることです。

今回の調査で、はじめて20歳代と30歳代を合計した新規破産申立者が50%に達しました。最初の借入から破産に至るまでに過半数が7年以上の期間を経過しているとの調査結果ともあわせて考えると、若い世代での借金が増加していることを示す内容になっています。さらに、消費者金融業者のマスコミを利用した大々的な宣伝や、無人契約機の急速な増加を見るとき、若い世代での「借金問題」は今後とも一層深刻な事態となると思われます。事態を放置するなら、若年者の破産が急増することを恐れます。

2、都市部だけでなく、全県各地に広がっていることです。

都市部以外では、狭い地域社会だけに隣近所の目を気にして破産手続を決意しにくい傾向がありました。それだけに、沖縄県下でも那覇地裁本庁の申立件数が最多で、沖縄支部がこれに続き、名護支部が加わるだけでした。今回、地裁八重山支部でも、はじめて破産申立が数件も提出されているとの報告を受けています。日本最西端の与那国町で、消費者金融業者からの借金がもとで離婚に至った若い夫婦の例が報告されています。宮古でも、破産にも匹敵する債務を抱えて債務弁済調停手続をおこなっている勤労者や主婦がでています。本島北部の町村や周辺離島も例外ではありません。確実に、消費者金融業者からの借金苦が原因で破産や調停に救いを求める県民が全県各地に広がっているのです。

こうした事態は、消費者金融業者のテレホンキャッシング方式での貸付けによるものが大であると思われます。与那国町の例では、本人の知

らないうちに名前を利用されていました。都市部における無人契約機の急速な普及、農村部をも対象にしたテレホンキャッシング（今日ではパソコンを利用した貸付けも）が問題として指摘されましょう。こうした事態を放置するなら、借金苦がますます全県下に蔓延することは火を見るより明らかです。

3、「借金の原因」では、「生活費の補填」をあげる債務者が増え、次いで「保証人や名義貸し」が40%近くにも達していることです。「住宅ローン関連破産」も注目すべき問題です。

- ① 「生活費の補填」の内容には様々なことがあります。若年結婚で家計がなりたたず、子供のミルク代に窮して借金に手をだした債務者もいます。勤務先のリストラや倒産で職を失って借金をした債務者、本人や家族の病気が借金の引金になった債務者もいます。ほとんどの債務者が、「贅沢やギャンブル等」とは縁もなく、生活の窮地に陥って消費者金融からの借金に手をだして借金の泥沼に陥っています。社会的な弱者に破産申立者が多いことは真剣に検討されるべきでしょう。
- ② また、去年の調査から「保証人や名義貸し」が原因の一端をなす破産者が急増しています。以前から指摘していることですが、沖縄の相互扶助精神（ユイマール精神）が誤って発揮されるのが「安易な保証であり安易な名義貸し」です。様々な要因が重なっての保証人の引受けでしょうから、「安易」と決めつけるには抵抗もありましょう。しかし、法的救済処置と結びつかない「援助」が、援助者自身の経済的な破綻にまで進んでいるのです。今回の調査結果は、家族や親戚縁者等の「好意による資金援助だけ」では事態が解決できないだけでなく、逆に、債務者を支えてきた「援助者」が、債務者を支えきれなくなっただけでなく、自らも大量に破綻してきていることを示しています。

③ 「住宅ローン関連の破産」の数値は、今回はじめて調査しました。調査では、15名（7%）の数値がでていますが、実態はもっと多いと思われます。共働きを前提にして住宅ローンを組んだものの、配偶者や家族の病気や妊娠、失業などで収入が減少して住宅ローンを支払えなくなり、ローンの支払いのために消費者金融に手をだしてしまうケースも少なくありません。新聞報道でも、住宅金融公庫の返済遅延が急増していることが指摘されています。数年前からの低金利による住宅取得促進策により、必ずしも経済的に安定もしない層が無理を重ねて住宅を取得したことを考えあわせると、住宅ローンに関連する破産は今後急激に増加することが危惧されます。

4、不法、不当な取立てにより、債務者の家庭生活が完璧なまでに破壊されている実態が浮き彫りになっています。

これまでの調査でも、消費者金融業者や日掛業者の不法、不当な取立てが重要な問題であることを指摘してきました。今般の調査でも、厳しい取立てにより職場を失った者、別居や離婚を余儀なくされた者、本土への出稼ぎを余儀なくされた者などが大勢いることが明らかになりました。特に、破産者申立者の4分の1の家庭生活が、離婚等で全く破綻している現状は大きな社会問題といえましょう。そして、こうした取立てに追われる債務者に心を痛めて家族等が保証人になったり、不当な家族への取立てが行われる結果、沖縄の破産予備群が急速に拡大している一面も見のがすことはできません。

### 数倍する破産予備群

以上、224件の新規破産申立者の調査結果を取り急ぎ分析した特徴を述べました。詳しく分析し、他の都道府県との対比もおこなう必要も

痛感します。ある意味では、当実行委員会の独断的な点も指摘され、叱咤を受けることもあるかも知れません。

しかしながら、数値に現れている実態は、我々県民の一部の方々の現実的な生活の実態でもあります。多くの県民には、「今の世のなかにこんな事があるとは信じられない」ことかも知れません。でも、現状はもっと深刻であることを指摘せざるを得ないです。

破産に至らないまでも、弁済困難になり「債務弁済調停」を求めて裁判所や司法書士事務所を訪れる多数の県民がいます。沖縄の調停件数は人口比で全国一多い数値になっています（琉大花城助教授調査）。一度でも、簡易裁判所の法廷を傍聴した方は、消費者金融業者に訴えられて法廷で頭を垂れるだけの債務者の多さに啞然とすると思います。

私たちは、激増する破産者は県民の借金苦の氷山の一角でしかないこと、すそ野には破産者に数倍（または数十倍）する破産予備群がいることを指摘しない訳にはいきません。沖縄の借金苦は、急速に県民各階層に、そして全県くまなく広がっているのです。そして、破産予備群は、急速に、そして確実に増え続けているのです。

## 解決にむけて

私たちは、激増する沖縄の自己破産に歯止めをかけるには、行政を先頭にした様々な施策が必要と考えます。なによりも、不安定な県民の経済生活を改善する施策が緊要でもあります。社会福祉制度の充実、中小零細企業への公的融資制度の拡充、生活緊急融資制度の創設を主張する会員の声もあります。一方、消費者金融業者の野放しとも言える宣伝広告や法律違反の疑いもある無人契約機やテレホンキャッシングの規制を求める声もあります。破綻に瀕している債務者の立ち直りを支援する「債務弁済調整法」の制定も検討されまるべきとの意見も全国的に主

張されています。法制審議会では、数年後を目標に破産制度改革についての検討も開始されています。

しかし、こうした施策や法改正を待つまでもなく、消費者金融業者に対して、現行の法律や通達を厳守させ、必要な広告規制等を行うだけでも急激に広がる借金苦を少しでも減少させることも可能ではないでしょうか。現実になす術を失って法的救済を求める債務者への対応をおこなう法律実務家を増やすこと、消費者教育や相談の輪を広げることも緊急課題でしょう。沖縄県司法書士会は、記者会見において、当面緊急に当会として強化する方策を報告しました。

## 最後に

問題は、借金苦に喘ぐ少なくない県民を、「本人の責任だ」として突き放すのか、それとも本人の問題は指摘しつつも「重要な社会問題であり、緊急の対策が求められる」と見るのかです。そのためにも、破産手続に最後の救いを求める県民の実態を正しく知ることが必要です。

今般の沖縄県司法書士会の緊急調査は、マスコミでも重要な指標として取り上げてもらいました。マスコミ報道を機会に、行政機関や金融機関調査部等からの問い合わせも寄せられています。当会としても、本年の新規破産者の40%に及ぶ調査結果だけに、より正しく実態を反映した調査結果になっていることを確信もし、これを広く県民にお知らせする責務を痛感するものです。そして、より詳しい分析は後にまわすとしても、緊急報告として関係各機関、団体の参考に供するために本パンフレットを作成することにした次第です。

参考資料として、本年マスコミ各社で報道された多重債務者関連の記事も収録しました。本パンフレットが、行政、法律実務家、教育、福祉等の各機関・団体の参考に供して頂けることを希望いたします。

## 緊急調査報告

### 激増を続ける沖縄の自己破産

### 自己破産　1000人時代へ

= 1997年新規自己破産申立者の調査 =

1997年10月

沖縄県司法書士会

多重債務者相談実行委員会

#### 調査方法等

- ① 本年1月1日から8月31日までに県会会員が取り扱った自己破産申立件数（合計224件）を対象にした調査結果である。
- ② 会員に、本年の破産申立者について、事情聴取や申立書記載事項から債務者一人一人についてアンケート方式での回答を求めた。
- ③ 同件数は、那覇地裁推計355件、沖縄地裁支部推計190件、合計545件の新規破産申立者に対して約41%の調査となる。
- ④ 調査に協力した会員は全県に及んでいるので、ほぼ全県的な傾向を掌握できる調査となっている。

#### 報告方法

調査結果のコメントをおこない、その裏付けとなる調査結果は、まとめて数値または図表として掲載しました。対照してご覧下さい。

## 調査結果の特徴

1、引続き、破産者申立者は全ての年代に渡っており、30～40代の社会の中堅層で深刻となっている。同時に、20代と30代世代で明らかに増加していることがわかる。（第1、2表）

	20代	30代	40代	50代
平成6年	15%	16%	28%	22%
平成7年	14%	28%	25%	15%
平成8年	17%	25%	27%	21%
平成9年	19%	31%	21%	17%

※ 若者のなかに多重債務者が急速に広がっていることを示すものであり、注目を要する。（無人契約機の普及、業者のイメージ広告の問題が指摘されよう。今後とも増加の可能性が大きい）

2、男女の比較では、ほぼ同じ傾向が続いているおり、女性が圧倒的に多いことが指摘される。（第3表）

	男	女
平成6年	30%	70%
平成7年	34%	66%
平成8年	24%	76%
平成9年	30%	70%

※ 業者の営業が女性をターゲットにしている事もあるが、生活費を管理する女性が借金に手をだしやすいことも原因にあると思われる。

※ また、男性の場合は、離婚、本土への出稼ぎ、夜逃げ等で破産手続によらずに借金から「逃れる道」を選択する傾向もある。

3、破産者は都市部に集中しているが、同時に借金苦が確實に全県に広がっていることが指摘される。(第4表)

※ この調査は今回がはじめてである。平成8年12月から本年3月の多重債務者相談調査(沖縄クレジット・サラ金被害をなくす会調査)があるので、その調査結果と比較する。

	那覇市	南部	中部	北部	離島	不明
なくす会	41%	9%	11%	4%	2%	25%
司法書士会	54%	17%	23%	4%	2%	1%

※ 借金苦の全県下への広がりは、無人契約機の氾濫はもとより、テレホンキャッシング(電話で申込み、書類が送られてきて記入返送すると指定口座に現金が振り込まれる)の普及の影響が大きいと思われる。いずれの貸付けも、本人調査、信用調査等で貸金業規制法や大蔵省通達に反する疑いが濃厚である。

4、社会的弱者が借金苦に陥る傾向が明らかである。

- ①破産時点の平均収入は、月に10万円までで72%。(第6、7表)
- ②本人の平均月収7万円、家族月収(本人除く)も9万円。(第7表附属)
- ③生活保護所帯が1.9名(8.5%)もいる。(第7表附属)
- ④単身家庭と母子家庭が、全体の30%を占めている。(第8表)
- ⑤住居も、賃貸住宅居住者が、全体の82%である。(第9表)
- ⑥本人や家族が病気をかかえている債務者が45%。(第9表附属)

※ 精神障害者の破産が5名もいる。(平成7年調査9名)

5、平均1.2社から、平均787万円の借金で支払不能となり、破産手続を選択している。(第10表～第14表)

① 債務者の借入件数別割合は第10表のとおりであり、6件から10件からの借入で破綻する割合が最も高くなっている。(6件から15件で全体の70%を占めている) (第10表)

② 借入先のトップはやはりサラ金(消費者金融業者)からの借入であり、総借入件数の58%にも及んでいる。総件数1819件を破産者数224名で割ると、一人当たり8社のサラ金業者から借金していることが分かる。 (第11表)

③ 破産時の平均負債額は787万円だが、300万円から500万円の借金で破綻している債務者が多い。 (第13表)

④ 全体の38%が負債総額500万円以上である。 (第13表)

⑤ 借金の期間も、7年以上の者が65%もいる。 (第12表)

破産時の平均債権者数と平均債務総額

平成7年調査 平均1.2社から718万円の債務

平成8年調査 平均1.4社から730万円の債務

平成9年調査 平均1.2社から787万円の債務

6、借金の目的は、やはり生活費補填が主であり、保証人・名義貸しからの破綻も高い割合となっている。(第15、16表)

① 借金の目的に「生活費補填」をあげた債務者が86%にもなって

いる。これまでよりも高い割合である。

- ② 保証人や名義貸しによる経済的な破綻も重大な問題である。
- ③ ギャンブル、遊興費が原因の借金が減っているのは、調停手続が意識的に利用されてきた反映とも考えられる。
- ④ 住宅ローン関連の破産が15名(7%)となっている事は注目すべきである。(本調査項目ははじめて設定した)

	生活費	保証人等	事業費	ギャンブル等
平成6年	47%	18%	32%	10%
平成7年	71%	25%	28%	9%
平成8年	81%	49%	22%	15%
平成9年	86%	38%	28%	3%

7、金融業者の厳しい取立てにより、職場を失って失業する者が続出し、家庭生活は崩壊している。(第18、19表)

- ① 自宅や職場への取立てが厳しく、約40%の債務者が家族への取立てにもっている。
- ② 裁判手続を利用した取立ても増加している。破産手続をした債務者の生活を脅かし、生活の再建にとって重要な問題になっている。(平成10年1月から新民事訴訟法の施行によってますます激増することが予想される。)
- ③ 取立て等が原因となり、離婚したり別居した家族が57件(25%)にもなっており、家庭生活が根底から破壊されている事がわかる。重要な社会問題である。
- ④ 取立てが原因で退職した者が破産者の中にもなる。破産前

後の職業（第5表）でも、破産時の「無職」の増大がわかる。

- ⑤ 債務者の家族等にも借金苦がひろがり、破産者の家族で破産や調停手続をした者も25%にも及んでいる。

こうした調査結果を踏まえ

沖縄県司法書士会として

1、多重債務者の法的救済のため、全会員が破産手続や調停手続を受託できるように努力します。

※ 去った10月4日に地裁裁判官を招いて会員研修会を開催し、多数の会員が参加受講しました。多重債務を抱えてなす術もない苦境に陥っている債務者に、法的処置での対処をおこなうことが法律実務家としての最大の責務です。多くの会員が破産や調停手続に取り組めるように、研修を強化し、必要な手引書等も作成頒布します。近く、「自己破産と調停の手引」を出版します。

2、多重債務者の相談活動を強化し各団体や行政機関等の相談事業との連携を強めます。

※ 本年度、増え続ける多重債務の相談に対応するため、司法書士県民法律相談センターの相談員を倍増し、相談日も週1回から2回に増設しました。遠隔地からの相談に対応するために、離島や

北部に地域相談員も配置しました。各団体、行政機関の相談事業との連携も強めていく予定です。

### 3、消費者教育を各団体機関で徹底するよう呼びかけます。司法書士会では、要請があれば会員を講師として無料で派遣します。

※ これまでも、高校生や大学生、地域や企業等で消費者問題や多重債務者問題での講演会に取り組んできました。会として、講師派遣制度を設けています。講師料は当会の負担ですので、希望する団体等へは無料となります。

※ 本年度も、若年者や女性の破産者の増大を踏まえ、高校卒業予定者や婦人を対象にした講師派遣を重視しています。

ご希望の際は、県司法書士会事務局（TEL 867-5326）に申し込みください。地域・人数は問いません。

### 4、本年度も、多重債務者問題の講演会及び相談会を実施します。関係団体や相談機関の皆様をはじめ、広く県民の皆様のご参加を呼びかけます。

#### ※ 本年の講演会の特徴

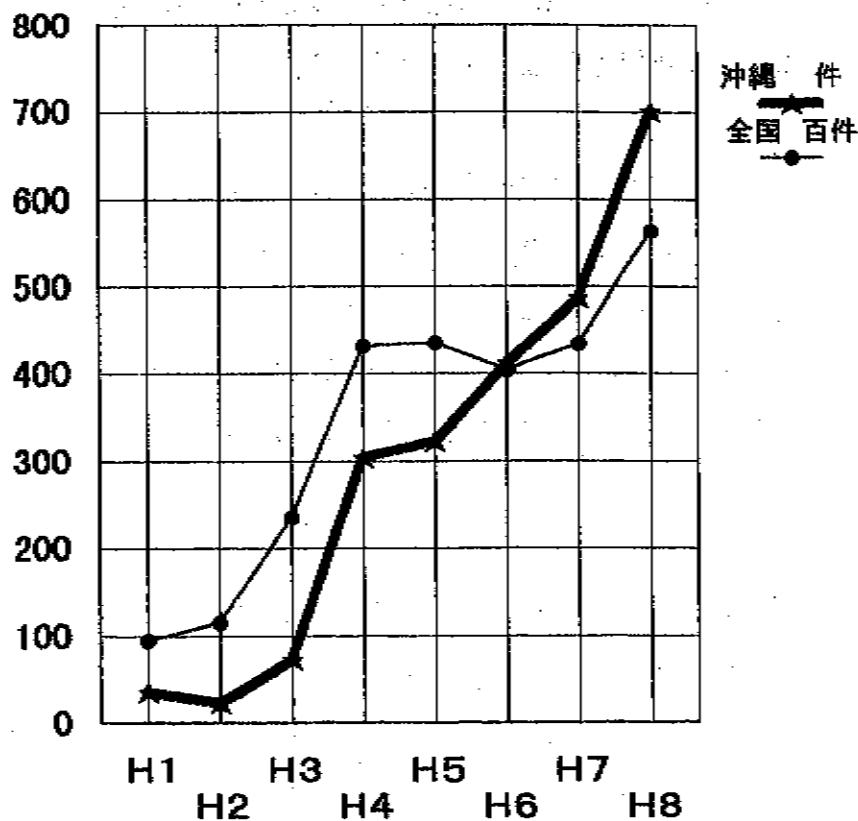
- ①「多重債務者の急増原因とその対策について」と題した講演会で、問題の所在と対策について考えます。

②講師は、弁護士で、元日弁連消費者委員会委員長、全国クレジット・サラ金問題対策協議会事務局長の木村達也氏をむかえます。多重債務者問題の第1人者です。

5、来年、沖縄で開催される予定の  
「第18回全国クレジット・サラ  
金被害者全国交流集会」  
の成功にむけ、司法書士会とし  
て後援して取り組みます。

以上は、記者会見で表明し報告した県司法書士会の今後の取り組みの内  
容です。破産申立者の激増する状況に対応するには、不十分との誹りを受  
けるかもしれませんが、各機関、団体ができることから出発すること、し  
かも、直ちに必要な対策をおこなうことが求められているのではないでし  
ょうか。

## 自己破産申立件数



	沖縄	前年比	全国	前年比
H.1	35	112%	9433	98%
H.2	23	65%	11480	122%
H.3	72	313%	23491	204%
H.4	303	420%	43144	183%
H.5	322	106%	43545	101%
H.6	411	127%	40385	92%
H.7	486	118%	43414	107%
H.8	703	145%	56494	130%

表1

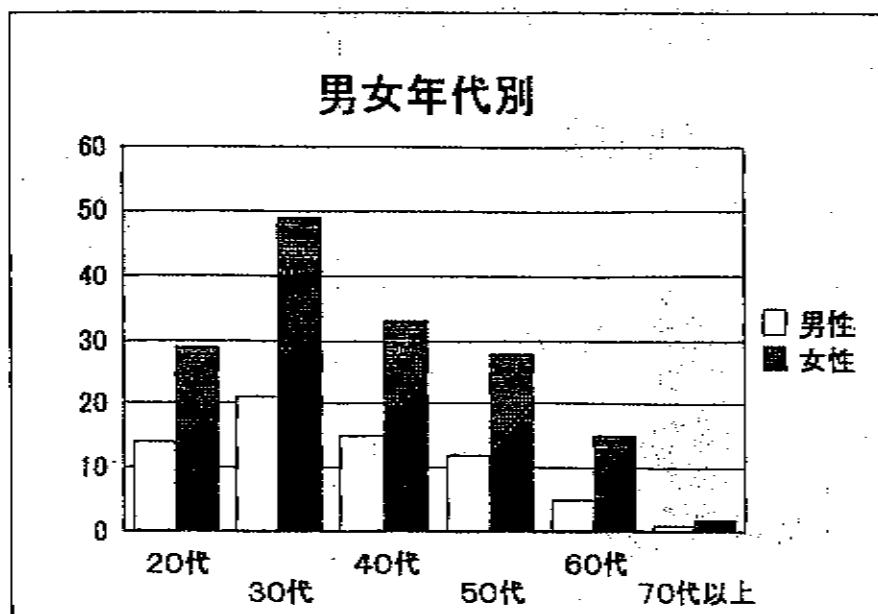
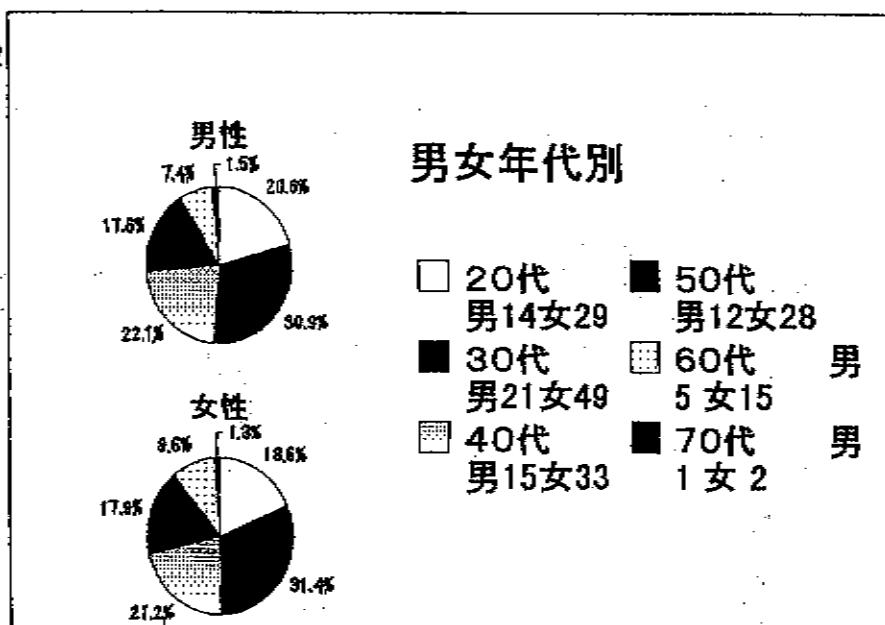


表2



20代 43名(19.2%)

30代 70名(31.3%)

40代 48名(21.4%)

50代 40名(17.9%)

60代 20名(8.9%)

70代 3名(1.3%)

表3

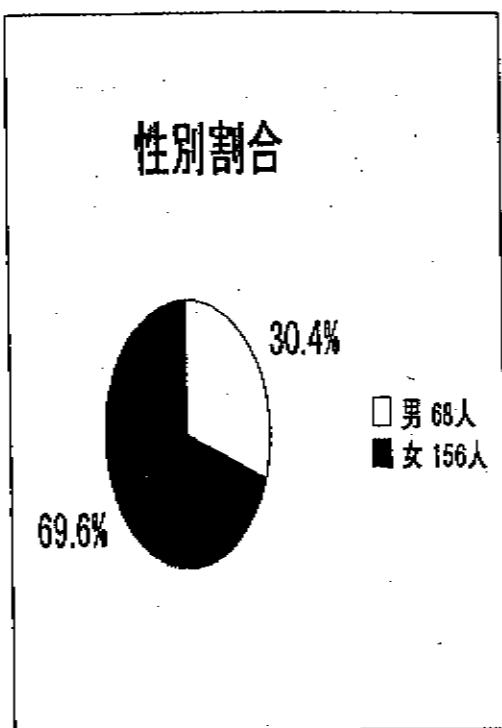
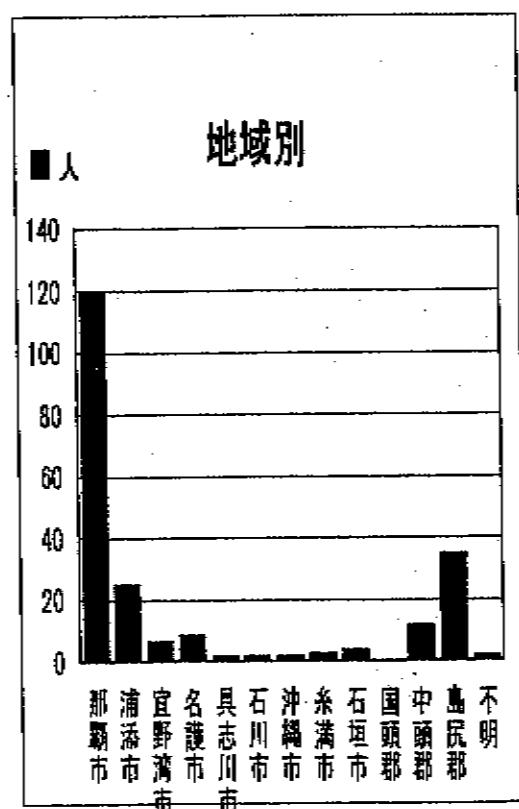


表4



那覇市	120	53.8%
浦添市	25	11.2%
宜野湾市	7	3.1%
名護市	9	4.0%
具志川市	2	0.9%
石川市	2	0.9%
沖縄市	2	0.9%
糸満市	3	1.3%
石垣市	4	1.8%
国頭郡	0	0%
中頭郡	12	5.4%
島尻郡	35	15.7%
不明	2	0.9%

表5 破産前後の職業

	破産前	破産時
会社員・店員	107(47.8%)	63(28.1%)
公務員	8(3.6%)	4(1.8%)
自営業	25(11.2%)	6(2.7%)
パート・バイト	20(8.9%)	15(6.7%)
作業員・運転手等	21(9.4%)	23(10.3%)
水商売勤務	18(8.0%)	12(5.4%)
無職・主婦	18(8.0%)	99(44.2%)
その他	7(3.1%)	2(0.9%)

表6

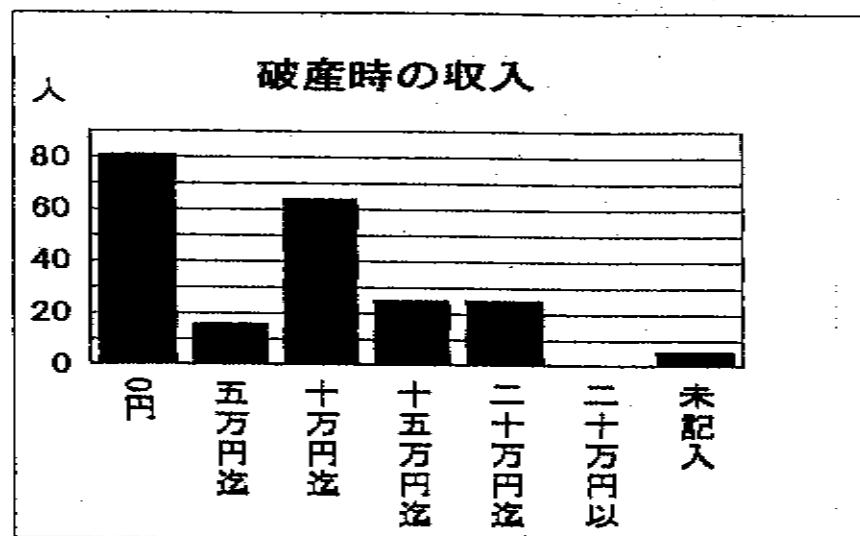
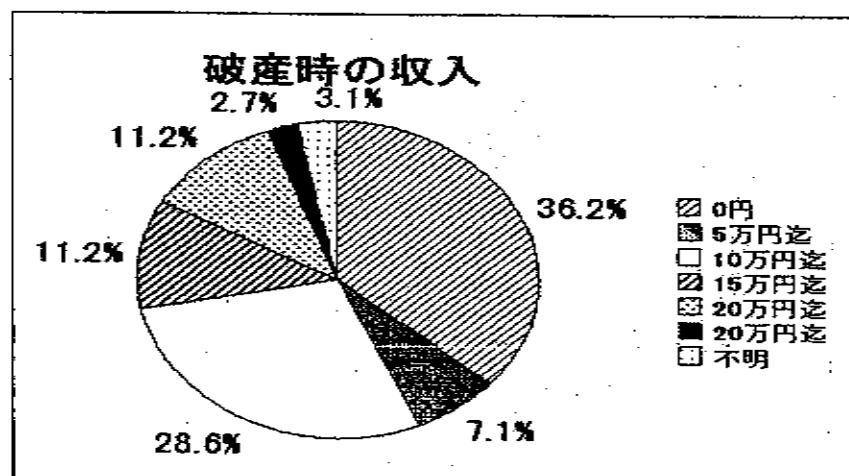


表7



月収入平均 7.21万円  
 家族収入平均 9.24万円

### 公的扶助

生活保護 19人(8.5%)  
 児童扶養 46人(21%)

表8

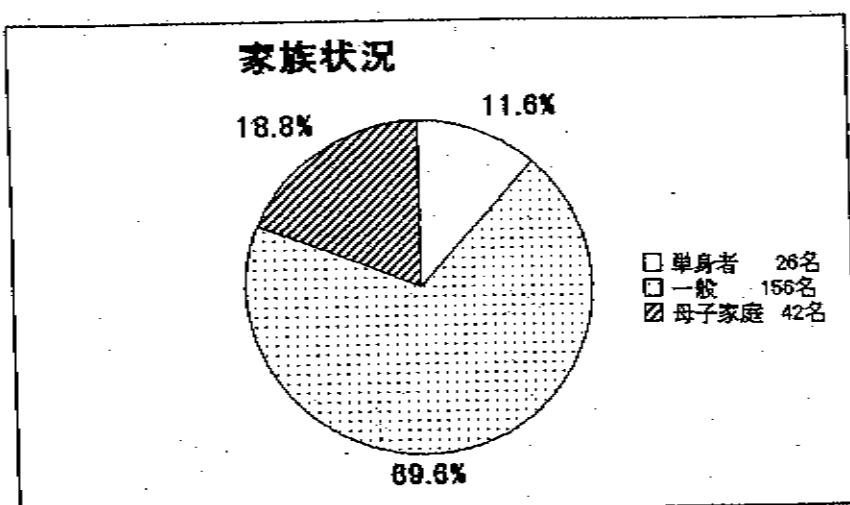
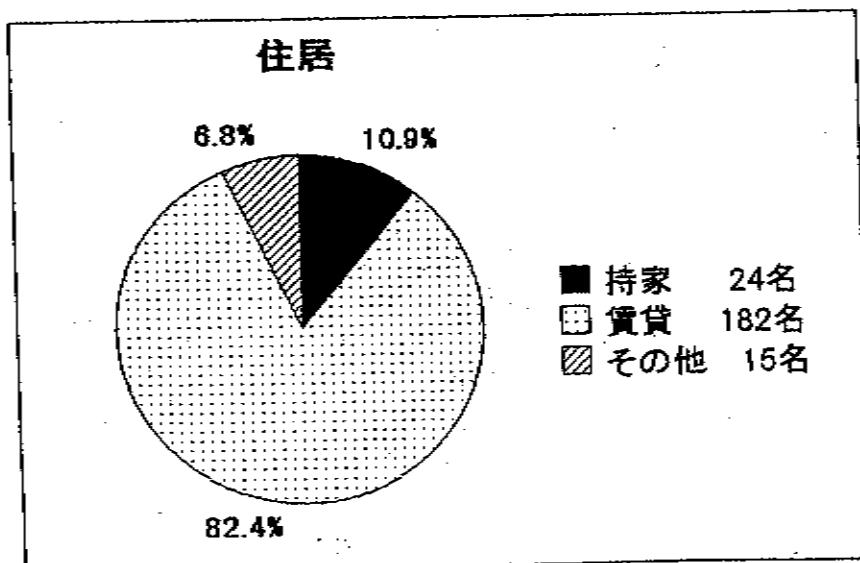


表9



### 病人所帯

本人病気	53	24%
家族病気	47	21%

### 病名(本人)

精神障害者	5名
癲癇	4名
婦人病	5名
喘息	6名
ヘルニア	3名
他リウマチ、メニール症、ガン、胃腸系疾患、心臓病、糖尿病、高血圧症等	

表10

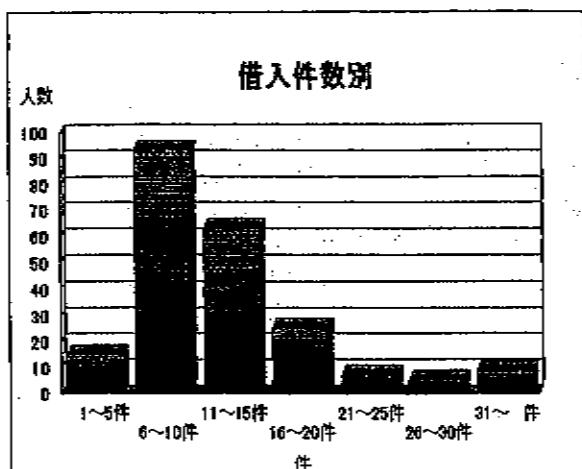


表11

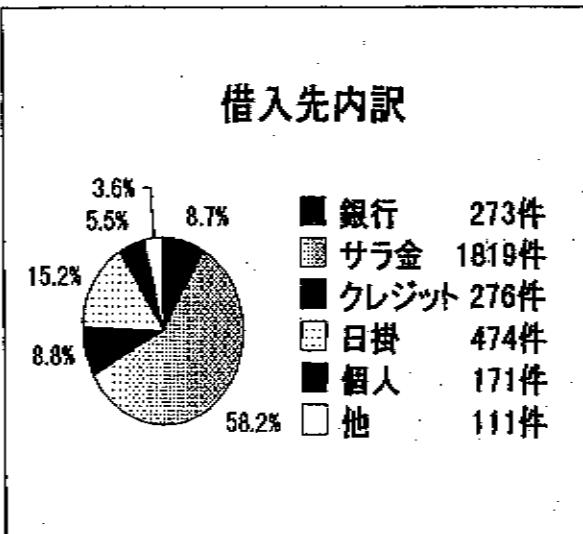


表12

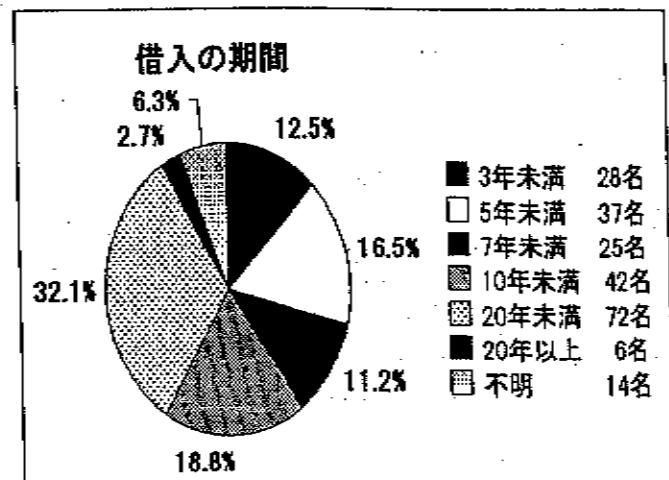


表13

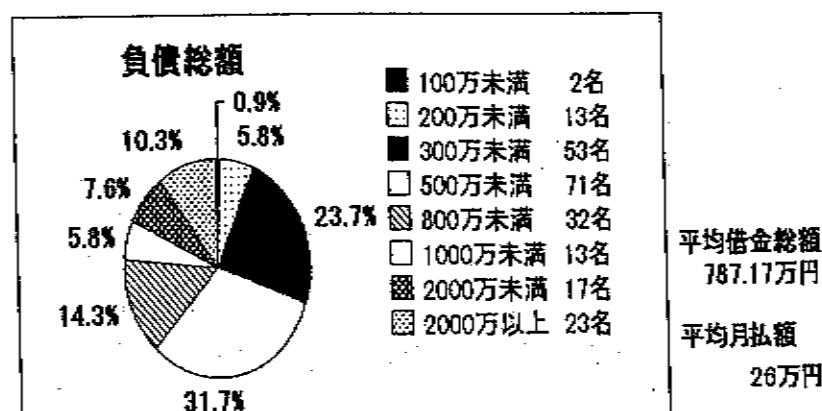
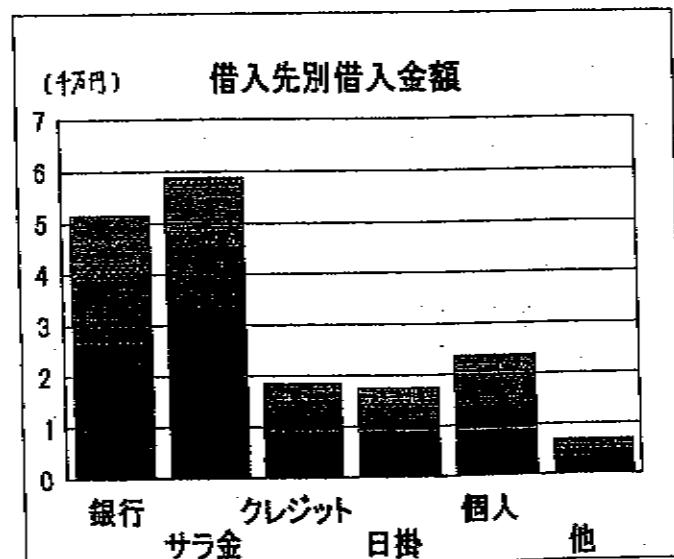


表14



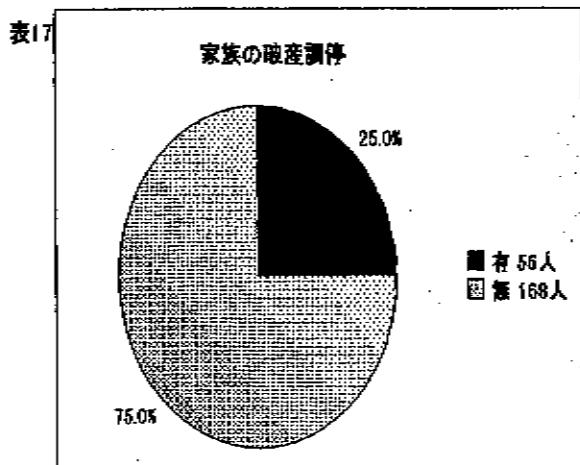
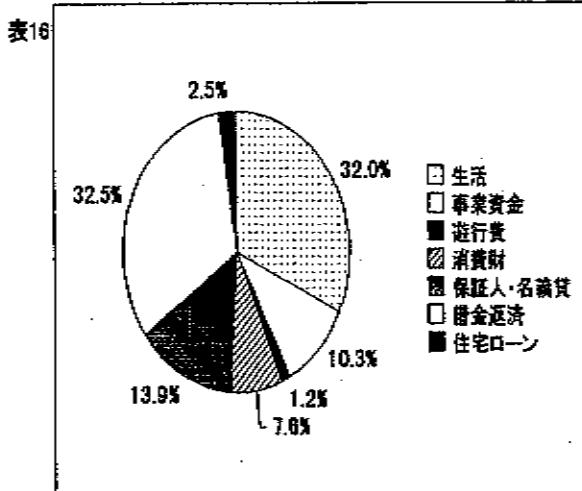
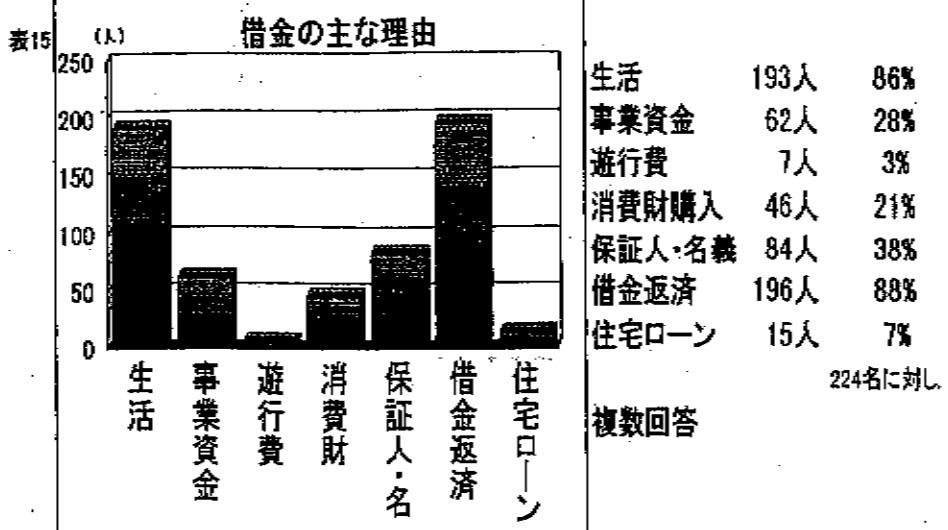


表18

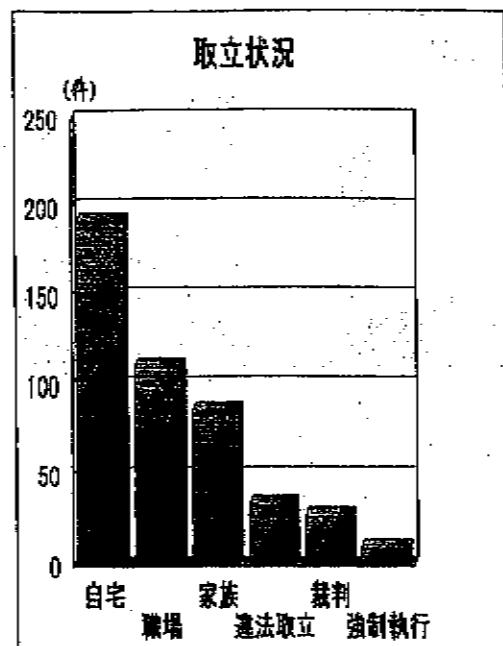
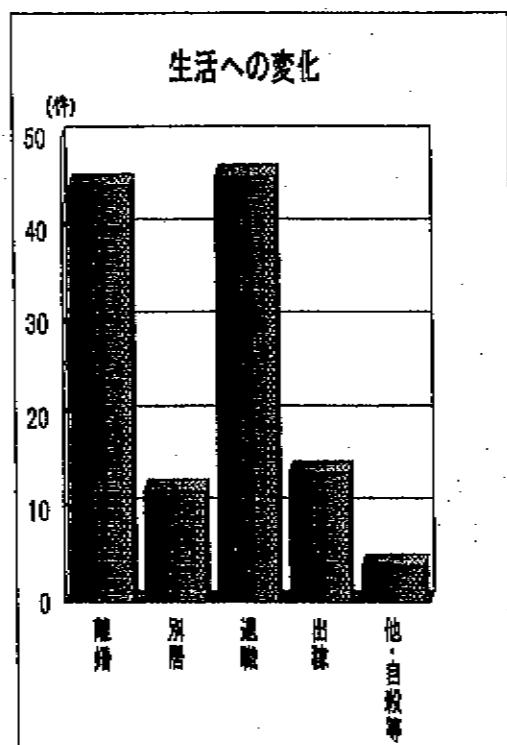


表19



卷之三

## 大手消費者金融の営業拡大

- ① 本年1月と、9月における大手消費者金融業者の県下店舗数を調査した結果です。73店舗から84店舗へと半年余で115%増加しています。
- ② 無人契約機数は、新聞広告及び各社への確認にもとづきます。他社のもの加えると、90台の無人契約機械が県下に設置されています。平成8年の調査で55台でしたので、1年で165%の増加です。

会社名	1月店舗数	9月店舗数	増 加 率	無人契約機
三洋信販	10店舗	11店舗	110%	10機
武富士	10店舗	11店舗	110%	11機
アコム	14店舗	17店舗	121%	17機
レイク	8店舗	8店舗	100%	8機
プロミス	14店舗	18店舗	128%	18機
アイフル	9店舗	10店舗	111%	10機
アイク	8店舗	9店舗	112%	なし
合 計	73店舗	84店舗	115%	74機

月刊 消費者信用 平成9年1月号から (本年1月作成参考資料)

	武富士	アコム	プロミス	アイフル
① 貸付残高	1,001,040	918,986	731,646	530,540
② 営業収益	135,575	125,463	96,614	71,332
③ 営業利益	62,907	41,631	30,235	24,825
④ 店舗数	614	718	650	517
⑤ 店舗毎貸付	16億3524万円	12億7992万円	11億2560万円	10億2618万円
⑥ 店舗毎利益	1億245万	5798万	4651万	4801万
⑦ 沖縄店舗数	10店舗	14店舗	14店舗	9店舗
⑧ 貸付残推計	163億5240万	179億1888万	157億5840万	92億3562万
⑨ 利益推計	10億2450万	8億1172万	6億5114万	4億3209万
⑩ 口座毎残高	43、6万円	39、1万円	37、6万円	34、5万円
⑪ 推計口座数	37505口	45828口	41910口	26769口

	レイク	三洋信販	アイク	合計
① 貸付残高	517,589	191,196	329,243	4,220,240
② 営業収益	69,685	27,499	31,481	557,649
③ 営業利益	16,331	14,902	13,083	203,914
④ 店舗数	417	176	318	3410店舗
⑤ 店舗毎貸付	12億4122万円	10億8634万円	10億3535万円	
⑥ 店舗毎利益	3916万	8476万	4114万	
⑦ 沖縄店舗数	8店舗	10店舗	8店舗	73店舗
⑧ 貸付残推計	99億2976万円	108億6340万円	82億8280万円	883億4123万円
⑨ 利益推計	3億1328万円	8億4760万円	3億2912万円	44億0945万円
⑩ 口座毎残高	33、2万	33、3万	40、1万	
⑪ 推計口座数	29908口	32622口	20655口	23万5197口

①～③は単位は百万円です。 ⑩は月刊消費者信用報道からの数値。

## 県下の貸金業者

### 1、沖縄の登録貸金業者数

平成6年3月 1031社 うち日掛業者 196社

### 2、人口1万入比貸金業者数（平成6年）

1位 沖縄県	8、3社	44位 愛知県	1、3社
2位 高知県	4、4社	45位 新潟県	1、2社
3位 福岡県	4、2社	46位 埼玉県	1、1社
4位 大阪府	4、0社	47位 秋田県	1、1社

## 金利に関する規制

### (1) 利息制限法

1条 金銭消費貸借契約は、その利息が次の金額を越えるときは超過部分につき無効とする。

元本が10万円未満 年2割

元本が10万円以上百万円未満 年1割8分

元本が百万円以上 年1割5分

### (2) 出資法

5条2項 金銭の貸付を業として行う者が、年40、004%を越える利息の契約をしましたは受領したときは3年以下の懲役

### (3) 貸金業規制法

43条 債務者が利息として任意に支払った額が、利息制限法の利息を越える場合でも、次の場合は「有効な債務の弁済とみなす」と規定している。

- ① 貸付契約の都度、遅滞なく、大蔵省令で定める契約内容を明らかにした書面を交付する。

- ②弁済を受けたときは、直ちに大蔵省令で定める内容を記載した書面を交付する。

#### (4) 出資法特例

8 日賦資金業者は、年利10%、5%以上が懲役対象となる

9 要件 ①小規模自営業者対象

②返済期間100日以上

③100分の70以上を自ら訪問して集金

10 日賦資金業者は、前記以外の方法での業務禁止

### 資金業規制法

13条（過剰貸付禁止）顧客又は保証人にてろうとする者の資力又は信用、借入れの状況、返済計画等について調査し、その者の返済能力を越えると認められる貸付けの契約を締結してはならない。

（大蔵省通達）

①1業者あたりの金額については50万円、又は、年収の10%

②借入意欲をそそるような勧誘禁止

③借入申込書に希望額、借入状況、既往借入額、年収等を顧客自らに記入させ借入意思を確認する義務

④信用情報機関を利用して、借入状況、既往借入額の返済状況等を調査し、書面に記録する義務

16条（誇大広告禁止）実際より著しく有利と誤認させる表示禁止

（大蔵省通達）①無条件、無審査と誤解を与える ②借入やすさを強調する ③実際より軽い負担と誤解させる ④借入意欲をそそる ⑤返済能力がないと思われる者の勧誘 等の広告禁止。

## 論

## 壇

県内の多重債務者の状況が依然として厳しい状況にある。昨年は自己破産の件数が七百件であったのに対し、一九九七年八月末現在すでに昨年比一六〇%増となり、年間一千件に達する可能性も出している。

全國的には昨年度五万六千件台となり、自己破産の急進をさが、最もく不況の象徴として注目された。

バブル崩壊後の低成長経済の下で、預貯金の利子が最低であるのに比べ、消費者金融の貸付利率が二〇一四〇%と高めに設定されている。このため、消費者金融の弁済による解決はなかなか進んでいない。

県司法書士会は、四年前からの問題について、めざしい理由が圧倒的に



小泉 勝

## 激増する多重債務者 破産決定にも多くの問題

あつた。本年度も講演会を企画してくるといひだす。その方面からの民間業者（無人機の設置・広告のせんりん等）、法務の取扱い化や國の地方公共団体の政策担当が必要なため、消費者金融の弁済による解決はなかなか進んでいない。

債務に陥る原因として、手帳の責任として一層の生活費の補填したたまは、生計費の補填したたまは高金利・過剰融資・改善し償還を配慮が望ま

多い。次に多いのが保証して警戒の心をもつて発行した。当公実施の法律相談も毎週一回に増加して本問題に対応してから。

また昨年度はシンボルウムを開催し、大きな反響を呼び起し、好評であ

れた。従って、雇用の促進や、また債権主の信用調査を十分しないで支払い能

力を超えた貸し付けを行なうべきである。

以上のようないま多重債務者の問題に関して、司法書士会は来る十月十八日午後二時から真和志農協ホールで弁護士の木村達也氏を迎えて講演会を開催する。

また翌十九日は相談会を開催するので、借金苦

に悩む多くの県民および一般県民各位が参加されることを呼び掛けられる。

（沖縄県司法書士会会長  
= 投稿）

と免責の一本化も必要である。

私の方は、収入の何十

倍もの債務超過を抱えた

ので、一定の金額を納めた場合に支払い能力がある。

ある。

その問題に関して、司法書士会は来る十月十八日午後二時から真和志農協ホールで弁護士の木村達也氏を迎えて講演会を開催する。

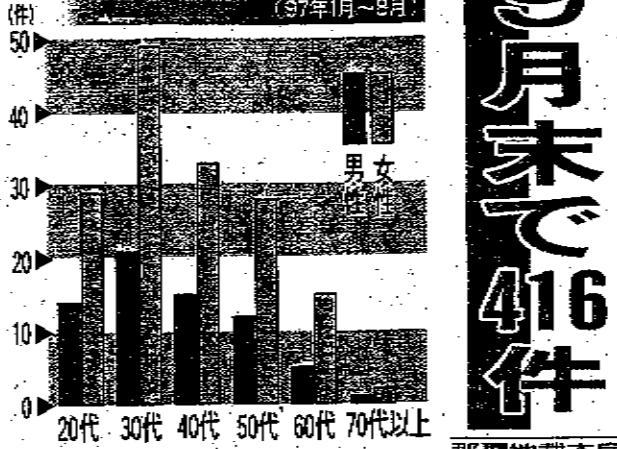
（沖縄県司法書士会会長  
= 投稿）

## 多重債務で司法書士会

# 北京尚事成公司

## 別年代別男女著者立由薩陸破自己

(97年1月~8月)



# 自己破産

県内で多額債務者の回収破産申立件数が急増している問題で県司法審査会（小泉勝彦会長）は二〇日、緊急講演会の結果を発表。今年は年間千件を越える見通しで、若年層の増加が目立ち深刻な社会問題になつてゐるとして、「非常事態」を宣言して闇営業団に取り組むを求めた。同会によると、今年の自己破産申立ては九月末までに都道府県本庁で四百六十六件に達つており、昨年同期比で五%増強。このままではじへど、全県では昨年の七百三件を大幅に上回る千件台になる恐れがあるとしている。

本土さざな業者の急速な多重債務問題で、業者の拡大、無人契約機の普及や業者のイメージ広告、講演会と相談会の急増原因との対策に

金利を下め、従来より増えた  
金利クレジット・サクセス



## 貸金業協会から接待

監督する立場 県議会で認めらる

県議会（友賀信助議長）の九月定例会は六日も一般質問が行われ、普天間代替海上基地問題、日米防衛協力の指針（ガイドライン）の見直し、金武町由賀島地域（FTZ）構想などについて与野党九氏が質問した。（2面に連続）

（友賀信助議長）は「この問題を認めた。西田建次郎氏（自民）の質問に対する答えた。名護市議会と大田知事との面談は十三日」を行なったと述べた。

（西田建次郎氏）が「貸金業協会（井澤）が『貸金業協会の決算書』に異議アベノガ関係なし」の結果や市民団体の声、名護市当局の判断、議会の意を可決した知事の意思の明確化を求める「キャンプ・シ

の貸金業協会との関係をただしたのに対し、幸良秀商工労働部長は「過去に協会の健常化ならびに貸金業者利益の保護を図る目的で関係機関と情報交換会をもたらすとしているが現在はそのよろこびとは一切ない」と答え、事實を認めめた。

また、井上美昭（日本銀行）は「情報交換という趣旨で過去において担当課と協会との情報交換会がもたらされと認識している。今後は誤解を避けない形で暴力団の介入を阻止し、不法な取り立て等の違法行為を防止べた。

# サラ金相談など95年度の2倍

組20、30代資格講座の苦情160件

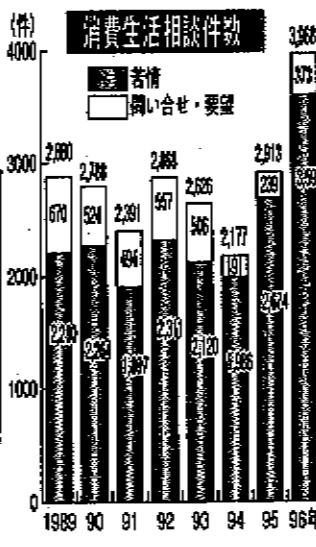
一九九六年度、県消費生  
活センターに寄せられた相  
談は三千九百六十八件で、  
九五年度と比べ四割近く増  
え、過去最高の件数を記録  
したことなどが同センターのま  
たことだ。

二月までの相談では、サ  
ラ金・クレジットに関する  
苦情が倍増。九五年度  
の二倍を上回る四百八十  
件になった。内容は借金の  
「整理融資」に関する相談が  
目立つ。

「整理融資」とは、「借金  
返済のため融資する」「返  
済方法を教える」などと  
言い、借金を抱える多重  
債務者を勧誘。しかし、  
金が増えたという苦情が  
多い。  
同センターでは「全国的  
ににも多重債務者は増加傾向  
にある。細らわしい書き方  
をしてくるため、被害に遭  
い、訴訟界としての立場も  
難しいようだ」と指摘。注  
意を呼び掛けている。

また、二十代や三十代を  
組った資格講座に関するト  
ラブルも多い。全体では百  
六十件あり、あいまいな返  
事をしてくるために高額な受講  
料を請求されるという。

相談を年代別に見ると、  
三十代、四十代、二十代の  
順で合わせると全体の七割  
を越えている。  
訪問販売による苦情商品



## 県消費生活センター

ワースト3は補習用教材セ  
ット、ふじん類、イオン製  
水器。通信販売では資格講  
座、音響・映像ソフト、紳  
士録・名簿、販売員を組織  
して商品販売をするマルチ  
マッチ・まがい商法は電話  
機器、商品一般、健康食品  
だった。  
消費生活センターは、電  
話03-5806-6333 9:00-1  
4。受け付けは平日の午前九  
時から正午、午後一時から  
四時まで。

# おもづくつきり



## 96年度県女性相談所まとめ

県女性相談所の相談件数  
千二百八十一件のうち来所  
相談が三百九十二件、電話  
百九十四件③離婚問題  
十七件⑤住宅問題五十一件  
⑥健康問題四十件⑦職業問題

## 根底に潜む暴力「増加」

前年比  
356件増

一九九六年度に県女性相談所などに寄せられた女性相談件数は千九百四十六件で、昨年より三百五十六件も上回っていることが県生活福祉部のまとめだ分かった。このうち同相談所に寄せられた方をみると、最も多いのが家庭問題(三五八・五卷)で、夫や子供からの暴力や家庭不和、家出などと悩む女性の姿が浮き彫りになっている。また相談の多くで消費者金融による借金問題が根底にあると同相談所では説明している。

## 夫や子供からの暴力「増加」

まな理由による相談が寄り集まられるが、その多くの根底にはサラ金問題が関係している」と説明している。

題三十四件――などの順となつていて、このうち最も多い家庭問題の内容は夫や子供からくる暴力、夫の暴気、家庭不和、家出、借金など。中には隠居から全財産を売り払って身寄りもないまま沖縄本島に来た八十四歳の女性が保護されるという例もある。

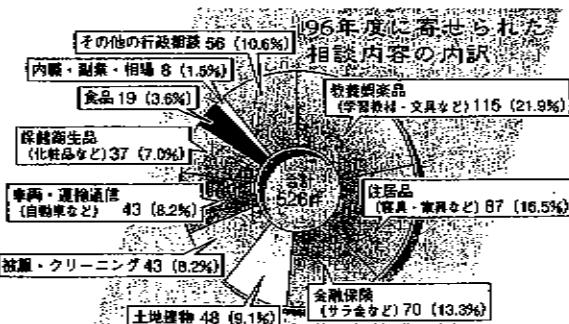
中でも家族間暴力の相談は年々増加しており、県女性相談所と那覇、沖縄西市、那覇市相談員が受けた九六年度の相談件数は六六一一件に上る。相談内容は夫、父、息子、娘から暴力を振るわれ、逃れたものの戻れる身内もいないまま保護される事例が増えていている。中には命の危険性にも及ぶ暴力を受けた被保護された事例もあるという。

県女性相談所は「相談件数の増加は相談する機関が増えたことや人権意識の高まりも要因にある。たゞおひ

## 96年度那覇市の消費生活相談

甘い説教文句と委員会契約に気をつけて。

那覇市労働生活課はこのほど九六年度の消費生活相談の統計をまとめた。相談内容は悪徳商法の被害などに対する苦情が約八割を占め、リスト不安で付け込んだ高額な資格講座の案内、お年寄りを狙った健康商品の販売などを巧妙な手口。市民生活課は被害に遭った一人で悩まず、すぐ相談してほしい」と呼び掛けている。



# 悪徳商法被害が8割

「一人で悩まず、相談を」  
被害は1億5千万円

九六年度の相談件数は五百二十六件。対前年度比で八十六件増加。消費生活相談が始まった一九七四年からは、農田面積事件が発生した八五年五月至八六年五月に次ぐ件数となった。九六年度の相談内容の内訳は商品の品質、安全性に関する一般相談三百十二件、悪徳商法などを訴える苦情相談は四百十四件に上っている。

労働生活課によると最近の傾向としては、無難の商品を購入すると高齢者をふとくに誘つて高額の商品を売り付ける「ハイハイ学校」「経済不況を背景にリスク不安を抱える会社を狙つた資格講座の強要などが横行している」という。

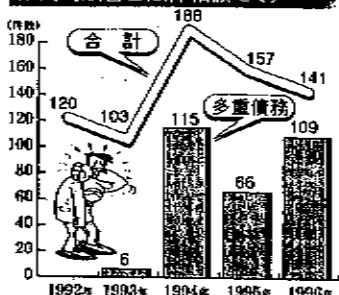
被害額は九六年度だけで一億五千万円に達し、一人当たりの平均は約二十九万円。多い人では三百万円に上る。支払いに追われてサラ金に手を出し、借金を返すケースも特徴的だ。管理職に昇進した人をターゲットの人材登録の購入を迫るケース、電話で高額な学習教材を紹介し、自宅に送り付ける事例も。中には指定した商品以外に物品を郵送する手口もあるといふ。

労働生活課は寄せられた相談に対しては、事業所に掛け合つて、場合によっては弁護士を通して調停を持ち込むなどして対処する。また被害を未然に防ぐよう広報活動を展開している。一世間話から入つていくた

め、初めは見込みがつかない。たれにでも引っかかる可能性はある。慎重に対応してほしい」と警鐘を鳴らしていた。

# 歯止めかからぬ 多重債務相談

県民司法書士法律相談セミナー



県司法書士会調べ

相談センターは毎週火曜日に那覇市久茂地の司法書士会館で開設されており、多重債務のほか、不動産登記、相続、商業

などに関する相談がなされている。年間実数の相談件数が、過去四年で年々増加傾向にある。このうち、法事務所が無料で相談しているが、多額債務者がいる相談が年々増加傾向にある。

法事務所が無料で相談しているが、多額債務者がいる相談が年々増加傾向にある。

ことし3月 前年比で53件の増

## 借りやすさ背景に

県司法書士会によると、今年度の相談件数は前年比で53件増加した。そのうち、多重債務の相談が最も多く、年間実数は157件だ。

は生活面で大きな事件、事故、窮屈といった時期に相談件数が急増する。また、借金を無理に返さなければいけないがために、債務整理や借入金の返済が困難な状況で、多額債務者が年々増加傾向にある。

県司法書士会によると、今年度の相談件数は前年比で53件増加した。そのうち、多重債務の相談が最も多く、年間実数は157件だ。

# ローン破たん過去最高

96年度まとめ

雇用悪化が背景に

住宅金融公庫からの借りたローンの返済見通しが立たず、公庫住宅融資保証会議が立ち替えて公庫に返済した「代位弁済」が一九六年度は過去最高の九千八百四十四件になつたことが四日までに、同公庫のまとめで分かった。代位弁済は至らないが、六ヶ月以上返済が滞つてゐる「延滞債権」も九六年度末で一万五千八百件と前年度より約十六百件増加。公庫は「雇用環境が良くないこれが影響してゐる」としており、バブル経済崩壊を背景にしたローンの破たんが深刻化してゐる。

「延滞債権」も増加  
代位弁済と延滞債権の総額は公表されていないが、  
協会が住宅公庫分以外を含め四百億円のほどを占め  
め同年度に弁済した約一千るとみられる。  
台帳に記載したが、九六年にローンを組んだが、不況

代位弁済は「バブル期の九年」に再び約三百件増えた。保証会社によるい、だが、バブル崩壊とともに急増。九三年度以降は八千件台で落ち着いたが、九六年にローンを組んだが、不況

代位弁済と延滞債権の継  
続は公表されていないが、  
延滞債権だけで二千五百五十  
億円。代位弁済も、保証  
代位弁済 住宅金融公庫  
から借りた住宅ローンを返  
済できなくなった個人の代  
わりに、財團法人の公庫住  
宅融資保証基金が公庫に返  
済する仕組み。個人に対する

で思うように収入が伸びなかつたケースが多いとみられる。特にバブル期に当初五年間の返済額を少なくて抑える「ゆとり」(ステップ)返済型で借り入れた人は、六年目以降の返済額アップに耐えられなくなっています。

ローン破たんを防止するため公庫は年年度から、より返済を利用できる条件を厳しくし、融資額のうちボーナス時の返済に回せる割合を引き下げるなど、の制度見直しをしてくる。

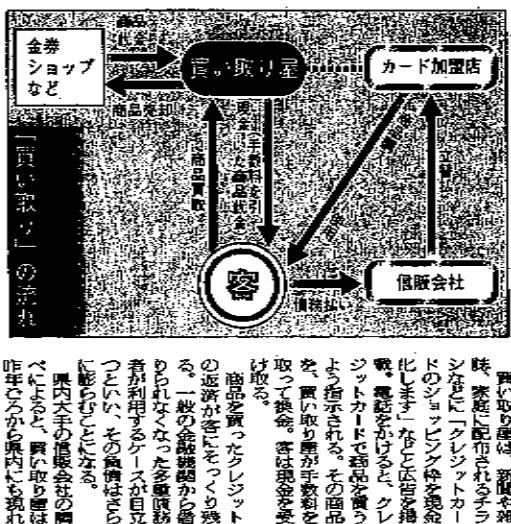
代位弁済 住宅金融公庫はかかる借った住宅ローンを返済できなくなった個人の代わりに、財團法人の公庫に返済する仕組み。個人に対する債務を保証協会が引き継ぎ、支払いを受めていく。返済能力に応じて返済額を金を減免したり返済期間を長くしたりすることもあるが、半数程度もそれでも返済できず、取得した住宅が競売にかけられる。

代位弁済 住宅金融公庫  
から借りた住宅ローンを返  
済できなくなった個人の代  
わりに、財團法人の公庫と  
宅融資保証協会が公開に返  
済する仕組み。個人に対する  
の債権を保証協会が引き継  
ぎ、支払いを求めていく。  
返済能力に応じて返済期間  
を減免したり返済期間を  
長くしたりすることもある  
が、半数程度はそれでも返  
済できず、取得した住宅が  
競売にかけられてしまう。

1997年10月4日(土) 沖縄タイムス(夕刊)

「買い取り屋」にご用心！

# 多重債務者相手打ち



「スルターナーの方へお見附れなさい——」。アーヴィングは、彼の妻の名前を尋ね、カーテンで隠れてゐた顔を現した。「アーヴィングさん、あなたがお見えになつて、お見附れなさい」と、彼はいひて、高齢の貴婦は懐かしいと感心した。アーヴィングは、彼の妻の名前を尋ねたのであるが、妻は、夫の懐かしさに心を奪はれて、口をきかなくなつたのである。夫の懐かしさに心を奪はれたのである。夫の懐かしさに心を奪はれたのである。

## カードの現金化誘う

**法外な手数料 詐欺罪に問われる例も**

手数料二割を利息と考  
え、クレジットの利得を加  
えて年利で計算する。約  
二二〇%の高い利利。これ  
は日本銀行の定期預金利  
率の二〇%を超過する。

ないのが特徴」(西日本住友  
といい、今のところ原発を  
県消費者生産センターに接  
害の届け出や相談はない。  
被害者の様子の多変便換性  
が、詐欺罪に問われるこ

1997年5月25日（日）

琉球新報（朝刊）

## 多重債務者の救済を

### 南部地区でネットワークで援助 相談員研修

【南都】深刻化する消費者金融問題をテーマに、南部地区的心配いと相談員の研修会が二十六日、那覇市内で開かれた。相談を受け持つ各市町村の民生委員や社協幹事八十余人が参加し、多重債務に悩む相談者の援助方法や問題点などを話し合った。

講師たる県クレジット債務局長の高畠禎男さん(同)

「何気なく手を出しても借金の人が非難が多く」  
「金利を減らす方法は合法的措置を通じて見ただしてほじ」と話す。金利の仕組みや、不当取扱立てに対する資金規制法の効力などを説明した。

また最近では時効があるにもかかわらず「昔の借金を返す」との強引な取り扱いが増えていたことに、民生委員が報告。高畠さん

に向かって幅広いネットワークが必要」と協力を呼び掛けた。

多重債務に悩む各市町村協議会(ふれあい福祉センターン)に持ち込まれる

相談の中でも最近目立つて増えているところ、内容も複雑化しているといふのが、初めて研修テーマに取り上げた。

研修会から参加した相談員は「女性からの相談が多い、悩み事は生活面を離れて精神の分野にもかかわっている。ほかにも借金を抱え泣き寝入りをしている人は大勢いる。市町村でも受け取っているをしっかりしていきたい」と話した。

県内の多重債務の実態について説明する高里さん(内務省)

発行 沖縄県司法書士会

TEL (098)867-3526

那覇市久茂地2丁目4番18号

発行日 平成9年10月18日